

監査公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定に基づき随時監査(工事監査)を実施し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を決定した。

令和7年3月14日

彦根市監査委員 若 林 忠 彦

彦根市監査委員 林 利 幸

随時監査(工事監査)結果

1 担当所属、監査執行対象工事等

担当所属	監査執行対象工事名	対象年度および契約金額	監査期日
上水道工務課 大藪浄水場	大藪浄水場自家発電機棟 築造工事	令和6年度 143,951,500円	令和7年1月24日

2 監査の方法

令和6年度において施工中の建設工事の中から上記の工事を抽出し、その計画、契約、施工、監理等が適切かつ効率的に執行されているか否かについて関係書類を調査するとともに、技術的事項の実施態様について関係者に質疑応答を行ったほか、工事現場の実地調査を実施した。

なお、工事監査の実施に当たっては、協同組合総合技術士連合との工事技術調査に係る業務委託契約に基づき、専門の技術士の協力を求め監査した。

3 監査の結果

工事技術調査の結果、その計画、契約、施工、監理等の各段階において、工事関係書類の整備状況を含め、技術的事項の実施態様が概ね良好に執行されていることを確認した。

工事進捗状況については、令和7年1月24日現在の実施進捗率が60%であり、計画進捗率の58%に対して計画どおりの施工が図られていた。工事監査の実施時点においては、建屋内外に足場を組み、内部の施工に取り掛かるところであったが、実地調査として安全衛生管理や環境管理に問題はなく、書類検査では施工後に不可視となる部分の写真管理等も適正に行われていることが確認でき、良好な工事執行状況が認められた。

大藪浄水場の自家発電設備は、設置後35年が経過し、老朽化が進行しているほか、既存設備が管理本館の地階に設置されており、浸水対策において脆弱性を抱えていることから、近年各地で発生している集中豪雨等の災害に備え、自家発電設備を格納するための建屋を地上に設置することにより浸水対策を行い、水道水の安定供給をより盤石なものにするため本件工事を施

工することとされたものである。

工事の施工に当たっては、発注者、設計・監理者、施工者および別工事の電気関係業者が毎月工程会議を開催して情報共有を行っており、その中で埋設障害による工期延長等についても適宜適切に対応されている。また、既成コンクリート杭の品質管理については、プロセスを通じたチェック表を作り、適正な管理が行われており、評価すべき点と言える。

一方で、施工業者に対しては、建設業許可票や施工体系図は公衆が見やすい場所に掲示すること、総合施工計画書は公共建築工事標準仕様書に沿った作成を検討すること、さらにはハンドホール(維持管理用マンホール)が深さ2メートル以上であるため安全対策を明確にすることなど、法令上の指導事項が見られた。特に、ハンドホールについては、将来の作業者の安全確保にも配慮していただきたい。担当所属においても再認識するとともに適宜指導を行っていただきたい。

本件工事については、自家発電設備を据え付ける電気工事「大藪浄水場自家発電設備改修工事」と綿密に連携して施工するものであり、監査期日以降にインターフェースの整備工事等が控えている。堅牢な建屋が建築されているが、機器や結節点の整備についても責任分担や品質管理に十分配慮の上、対応していただきたい。

大藪浄水場は、本市の基幹浄水場であり、市民生活に密接した最重要インフラ設備の一つであるほか、県の災害拠点病院である彦根市立病院へ耐震型専用水道管を直結しているなど、有事の際にも安定した稼働が求められている施設である。電気設備を含めた工事の完成に伴い、有事の際にも安全で良質な水道水の安定供給が図られ、本市水道事業の基本理念である「安心・安全な水を届け 暮らしを守る 彦根の水道」となることを期待する。

引き続き、大藪浄水場と工事施工業者等との連携を密にし、第三者災害を防止しつつ無事故・無災害で工事を竣工して、円滑な運用開始を迎えていただきたい。

【工事監査実施状況】

